

「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に係る保有個人情報の提供に係る変更点

項目 \ 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
提供する保有個人情報に係る個人情報取扱事務の名称	「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に係る自治体間の連絡調整事務	「子育て世帯臨時特例給付金」の支給に係る自治体間の連絡調整事務
提供する保有個人情報の項目	厚生労働省が定めた、「児童福祉施設等入所等児童等に係る臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び子育て世帯臨時特例給付金事務処理」の運用方針で規定された、施設等に入所等の措置を受けている児童等に係る個人情報	厚生労働省が定めた、「施設入所等児童に係る平成 27 年度子育て世帯臨時特例給付金事務処理」の運用方針で規定された、施設等に入所等の措置を受けている児童（詳細は別紙 2-1 参照）に係る個人情報（詳細は別紙 2-2 参照） ※変更箇所 ①対象施設に生活保護法に規定する「救護施設」並びに「更正施設」を追加。 ②児童等（基準日で満 18 歳に満たない者及び児童以外の満 20 歳に満たない者）を児童（15 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童）に変更。
保有個人情報の提供先	当該児童等の施設入所等の措置を行った自治体 当該児童等の住民票所在地の市区町村 当該児童等の入所している施設の所在地の市区町村	当該児童の施設入所等の措置を行った自治体 当該児童の児童手当支給等市区町村 当該児童の入所している施設の所在地の市区町村
保有個人情報の提供先における利用目的	両給付金では施設に入所等している児童等については、全国一律で以下の対応をすることとなっている。 ①保護者から施設入所等児童等の給付金の代理申請があっても支給しない。 ②施設入所等児童等の給付金は、住民票所在地ではなく、施設が所在する市区町村から支給する。 ③住民票上保護者と同一世帯のままとなっている、保護者に扶養されていないものとみなし、施設入所等児童等本人に給付金を支給する。 住民票所在地の市区町村では、施設入所等児童等の保護者への支給を回避するために、施設所在地の市区町村では、施設入所等児童等への給付を行うために、施設への入所等の措置等を行った自治体から提供される情報を利用する。	給付金では基準日（平成 27 年 5 月 31 日）の翌日以降に、施設に入所等している児童については、全国一律で以下の対応をすることとなっている。 ①保護者から施設入所等児童の給付金の申請が行われても支給しない ②施設入所等児童の給付金は、児童手当支給等市区町村ではなく、施設が所在する市区町村から支給する。 平成 27 年 6 月分児童手当支給市区町村では、施設入所等児童の保護者への支給を回避するために、施設所在地の市区町村では、施設入所等児童への給付を行うために、施設への入所等の措置等を行った自治体から提供される情報を利用する。
提供しようとする理由	両給付金の支給にあたり、施設入所等児童に関する事務処理は、国が定めた全国一律の基準で行う必要があり、関係自治体間の情報共有の方法等についても国によって運用方針が定められている。そのため柏市のみが情報共有の枠組みから外れることはできない。	給付金の支給にあたり、施設入所等児童に関する事務処理は、国が定めた全国一律の基準で行う必要があり、関係自治体間の情報共有の方法等についても国によって運用方針が定められている。そのため柏市のみが情報共有の枠組みから外れることはできない。
担 当 部 署	企画部行政改革推進課 市民生活部保険年金課 保健福祉部障害福祉課 こども部こども福祉課	こども部こども福祉課 保健福祉部障害福祉課